

定款施行細則

- 第1条 この細則は、全日本インラインスキー連盟(以下「連盟」という)定款(以下「定款」という)第50条に基づきこれを定める。
- 第2条 定款第3条にいう支部とは、別に定める支部規定による。
- 第3条 この団体の事業を達成するため必要と認められる者は、定款第7条の規定に関わらず、理事会の議決を経て別に定める推薦登録規定により会員登録及び資格認定を受けることができる。
- 第4条 定款第35条にいう部・委員会とは、別に定める部・委員会規定による。
- 第5条 定款第36条から第45条までにいう資産及び会計については、別に定める財務規定による。
- 第6条 この細則に基づく各規定は、理事会の議決により定める。
- 第7条 この定款及び規定は、平成21年10月13日から一部を改正し施行する。
- 第8条 この定款及び規定は、平成23年6月1日から一部を改正し施行する。